

「ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン」の再開について

R3. 10. 13

1 趣旨

「ぐるっと北海道」については、感染拡大により令和2年12月から新規の商品販売を休止しているが、本年9月末に緊急事態宣言が終了し、10月1日から秋の再拡大防止特別対策に移行している状況を踏まえ、「新しい旅」の再開に呼応して段階的に再開する。

「ぐるっと北海道」について

【概要】

交通事業者が発行する乗り放題乗車券やクーポン券等について、利用者が購入する際の費用の一部を道が負担することにより、活動自粛で失われた交通需要の回復や道内周遊の促進を図るとともに、道内の交通事業者による新北海道スタイルの推進を図る。(道は交通事業者に補助金を交付)

【対象】

感染症拡大防止対策に取り組む、公共交通を担う交通事業者等

【補助対象経費等】

交通事業者が発行する乗車券等の割引相当額、PR経費等

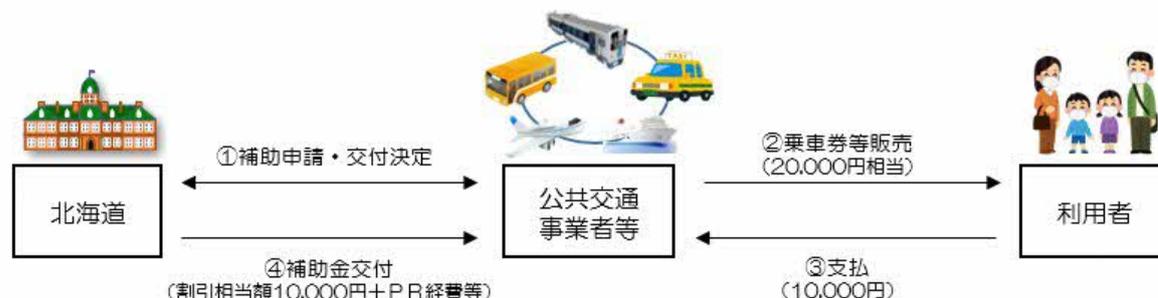
<割引相当額> 一事業者単独 30%以内、複数交通モードの連携 50%以内

【事業実施期間】

令和4年3月末まで〔予定〕

【事業スキーム】

<例>割引率50%（複数交通モードの連携）の場合



2 販売再開時期及び範囲

- ・ 10月15日（金）から6つの圏域単位内での移動が可能な割引乗車券等から販売を再開。(交通事業者の準備が整い次第、順次販売再開)
- ・ 今後の感染状況を見極めながら、全面再開を検討

6つの圏域（「新しい旅」と同じ）

- ①札幌市 ②道央1（石狩（札幌市を除く）、空知） ③道央2（後志、胆振、日高）
- ④道南（渡島、檜山） ⑤道北（上川、留萌、宗谷） ⑥道東（林-ツ、十勝、釧路、根室）

3 再開に当たっての条件

再開に当たっては、感染対策の再徹底を求めるとともに、道が道民の皆様にお願いしている感染対策などの働きかけ実施を依頼

4 感染症が拡大した際の対応

行動制限の要請が行われた場合、当該地域を含む圏域内の移動が対象となる商品を一時販売休止